

西宮市都市交通会議規約

平成25年1月26日制定

沿革

平成26年4月 1日 [1]

令和元年 5月20日 [2]

令和2年 4月 1日 [3]

(設置)

第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。

(目的)

第3条 交通会議は、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な都市交通計画（以下、「都市交通計画」という。）の策定に関する意見聴取及び都市交通計画の進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。また、地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 交通会議は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 都市交通計画の策定に関する意見聴取
- (2) 都市交通計画に位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (3) 都市交通計画に位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (4) 地域の特性・実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (5) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (6) 都市交通会議として取り組むべき事業の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第5条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 都市交通に関する有識者

- (3) 公共交通事業者又はその指名する者
 - (4) 公共交通事業者関係団体又はその指名する者
 - (5) 道路管理者又はその指名する者
 - (6) 公安委員会又はその指名する者〔2〕
 - (7) 地方運輸局又はその指名する者〔2〕
 - (8) 関係行政機関の職員
 - (9) 西宮市職員
 - (10) 西宮市長
 - (11) その他西宮市長が必要と認める者
- 3 会長は前項第1号に掲げる者を指名する場合は、別途定める「西宮市都市交通会議公募委員選考規定」に基づき、選考等を行わなければならない。〔2〕

(任期)

- 第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、やむを得ない理由があると会長が認めた場合は、この限りではない。〔2〕
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数)

第7条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
 - (2) 議長1人
 - (3) 副議長1人
 - (4) 監事2人
- 2 会長、議長、副議長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)〔2〕

- 第8条 会長は、西宮市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 2 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。〔2〕
 - 3 議長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）を主宰する。〔2〕
 - 4 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。〔2〕
 - 5 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。〔2〕

(会議)

- 第9条 会議は、会長が招集する。〔2〕
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って全部または一部を公開しないことができる。〔2〕
 - (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会長は、会議の議案又は報告（以下「議案等」という。）が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより会議に代えることができる。
 - (1) 緊急を要するもの
 - (2) 会計その他交通会議の運営に関するもの
 - (3) その他、会長が軽易であると判断したもの〔2〕
- 6 第3項の規定は、前項の規定により、会議の議案等を書面で諮ることとなった場合において準用する。この場合において、第3項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。〔2〕
- 7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。〔2〕
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。〔2〕

（分科会）

- 第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。
- 2 分科会で議決された事項は、交通会議の議決とみなす。
 - 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

- 第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。〔1〕
- 2 事務局は、西宮市政策局都市計画部交通計画課に置く。〔3〕
 - 3 事務局に事務局長、事務局員（以下「事務局職員」という。）を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

- 第12条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。〔2〕

(報償及び費用弁償)

第14条 委員及び事務局職員は、会議に出席したとき、または、交通会議の業務を実施するため、必要と認めるときは報償及び費用の弁償を受けることができる。〔2〕

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。〔2〕

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。〔2〕

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成26年4月 1日から施行する。〔1〕

(附 則)

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。〔2〕

(附 則)

この規約は、令和2年 4月 1日から実施する。〔3〕